

議事録（平成 28 年度の業務執行体制に係る職員の勤務労働条件について）  
【大阪市職員労働組合住吉区役所支部との団体交渉】

日 時 平成 28 年 3 月 22 日 18 時 00 分～18 時 40 分  
場 所 住吉区役所区長応接室  
出席者 （所属）総務課長、総務課担当係長  
（支部）支部長代行、副支部長 2 名、書記長

（支部①）

支部は、10月29日、所属に対し、「2016年度の適正な業務執行体制の確保」についての申し入れを行い、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう求めるとともに、これまでの経過を踏まえた市民サービスや「仕事と人」の関係に基づいた次年度要員の確保についての考え方を明らかにするよう求めてきたところである。

以降、事務折衝等を通じて、協議を行ってきたところであるが、そうしたことを踏まえ、本日については、次年度の適正な業務執行体制の確保にかかわる所属の回答を求める。

（所属①）

平成28年度の適正な業務執行体制の確保にかかる課題については、10月29日に申し入れを受けて以降、事務折衝などにおいて協議を行ってきたところである。

業務執行体制の構築にかかる課題についてはこれまでも増して厳しい状況のもと、組織全体として、業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、所属として、これまで以上に事務の簡素化による見直し・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

については、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それに伴う職員の勤務労働条件については交渉事項であるので誠意をもって対応してまいりたい。ただいまより、平成28年度の業務執行体制にかかる所属の考え方を申し上げるのでよろしくお願いしたい。

先ほども申し上げたとおり、業務執行体制の構築にかかわっては非常に厳しい状況のもと、組織全体として、業務執行の一層の効率化が欠かせない中、当区としても真に必要なサービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していく必要が生じており、機構改革による体制整備やポストの再配置、各担当における業務量の精査を行い、必要な人員の配置を行っていく必要がある。

また、新たな業務が新年度より開始されるものとして、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことに伴う「空き家対策業務」が区主体となって取り込まれることとなる。長年人が住むことのなくなった家が周りに住む人々に危険を及ぼすことがないように、また災害発生時にも障害となりにかねないことから当区においては、係員1名を配置した上で、地域課において業務を行うこととしている。

現在、各所属が求められている、実人員減を伴わない級別職員構成の見直しに基づく見直しについては、当区においては、係長級2ポスト減が求められている。28年度については、地域包括ケアへの対応として、介護保険担当係長を見直すとともに地域福祉担当課長代理を新設の

うえ、これらの業務にあてる。また、生活支援課においては、増高する生活保護世帯への対応を行う必要があることから、事務執行体制を見直し、担当係長ポストを見直し、係員を配置する。

また、新規事業や新年度の業務執行にあたっては、事務事業の精査を行ったうえで必要な人員も配置し勤務労働条件に支障をきたさないよう業務執行体制を構築してまいり所存である。

生活保護実施体制については、この間業務内容や業務量に合わせた配置を関係所属にも確認しながら行ってきており、平成28年度においても引き続き関係所属に確認した配置を行って参りたい。「4条任期付職員」にかかわる業務の重要性は認識しており、所属単独での対応は困難ではあるが、関係所属に対応を求めながら現場実態を踏まえた丁寧な対応を行ってまいりたい。

保健福祉業務に関わっては、この間業務量積算方式で体制を確立した経過を持っている。平成28年度においても、臨時福祉給付金業務が予定されているものの、業務量を精査したうえで必要な人員を配置してまいりたい。

再任用の課題については、再任用職員も現役職員と同様に本格的業務に従事することにより、組織力の向上・職場の活性化に繋がるものとして、十分な労働環境の整備に努めてまいりたい。

当区における現時点での新たな委託化や事業内容の変更の検討は行っていないが、各検討を行う際には、スリムで効率的な業務執行体制をめざしてまいりたいと考えている。

以上、申し入れ事項についての回答となるが、平成28年度の業務執行体制の構築にかかわっては、その施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであり、それに伴う職員の勤務労働条件に変更は生じないと考えているが、今後職員の勤務労働条件に変更が生じた場合には、交渉事項であるので誠意をもって対応してまいりたいのでよろしくお願い申し上げます。

#### (支部②)

ただいま、所属から、来年度に向けた「業務執行体制の確保」に向けた考え方が示されたが、何点か指摘しておきたい。

来年度、参議院議員通常選挙が予定されている。この間の要員減で区役所職員のみでは対応不可能な場合に局職員の応援を頂いて、何とか選挙執行体制が構築できている。特に選挙に関わっては選挙事務の経験からなる正確さが必要とされるが、そういった経験のある職員が減少しているのが現状である。今後、責任ある選挙執行体制が構築できるのか、所属としての考え方を示されたい。

来年度も臨時福祉給付金事業が実施される。今回は兼務係長の配置がなされず、臨時的任用職員のみでの対応となるが、現場混乱を招かないよう所属の責任ある対応を求めておく。

超過勤務の課題についてはこの間何度も指摘してきているところではあるが、必要な業務が時間外に及ぶ場合においては超過勤務が行わなければならない、「サービス」で業務を行ってはならないものとする。

以上、各課題にかかる支部の考え方を述べたが所属の現時点での考え方を示されたい。

#### (所属②)

ただいま支部より数点について来年度の業務執行体制について指摘を受けたところである。

選挙事務については、ご指摘の通りこの間の要員減で区役所職員のみでは対応不可能な場合に局職員の応援を頂いて、選挙執行体制を構築している状況にある。

7月に予定されている参議院議員選挙は、衆議院選挙との同日実施も噂されているところであるが、特に国政選挙に関わっては大阪市全体で行うことにより責任ある選挙業務の執行体制を

構築することを区から関係所属に対応を求めながら、責任ある選挙執行体制が構築できるよう、所属として責任をもって臨んでまいりたい。

臨時福祉給付金事業については、今回は兼務係長の配置がなされず臨時的任用職員のみに対応となるが、今までの実施体制を精査し円滑な業務執行体制となるよう所属として責任をもって対応してまいりたい。

超過勤務の課題については、所属としても円滑な業務執行への影響だけでなく、職員の健康管理の面からも影響は大きいと認識している。今後も超過勤務が恒常化している部署については事務事業の見直し、適正な要員配置等を行うなかで、繁忙状況の解消を図っていくべきと認識しており、区の力だけでは繁忙状況の解消に至らないものについては局に対し対応を求めて行くなど、適正な業務執行体制の確保等に取り組むなかで、これまで以上に、超過勤務の縮減に努めてまいりたい。

以上、数点についてご指摘いただいた内容について回答申し上げます。

いずれにしても、「経営形態の変更」や「事業の統合」等、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行い、それに伴う職員の勤務労働条件の変更については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

### (支部③)

現時点での所属の考え方が示された。

この間、要員課題については、労働組合にとって厳しい内容であっても「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じ事務事業の見直しも含めて労使決着を行ってきたところである。従って「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であり交渉事項ではない」としている所属の姿勢については、我々として納得出来るものではない。

また、生活保護職場や福祉五法関連職場にかかる勤務労働条件について、大阪市として取り扱う課題もあることから支部一所属交渉に限界が生じているのもまぎれもない事実である。そのうえで、本日の所属回答は、単に執行体制構築にかかる「結果」について述べられたのみであり「適切な仕事と人の関係を精緻に検証・検討し、必要な要員を配置」するために支部・所属で判断に至る十分な情報提供や協議が行われたとは言い難い。しかしながら、新年度が目前に迫り、本日の回答が所属としての最終回答であるとするならば、一旦受け止めることとする。

繰り返すが、現場における業務執行をスムーズに進めるためには、労使による十分な意思疎通が前提である。また、職場における業務の遂行は、超過勤務の増加や、サービス超勤の上に成り立たせるものでは当然になく、所属として責任ある対応を求めるとともに、支部としても引き続き職員の勤務実態について検証を進めていくこととする。

いずれにしても2016年度要員問題については、引き続き取り組む課題があるものと認識しており、年度当初の勤務労働条件に比べて影響を与える事態が生じた場合は、我々の指摘に対して誠意をもって対応することを強く要請し、本日の交渉を終えることとする。

以上